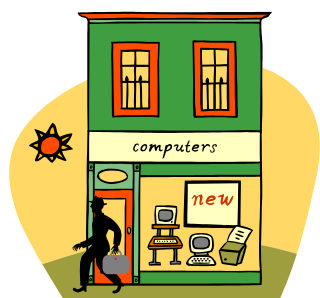

創業者を応援します！

令和3年度綾部市チャレンジショップ支援事業費補助金のご案内

綾部市内で新たに小売業、サービス業、飲食業などを本業で始めようとする方を支援する制度です。

- ◆補助の対象
 - 綾部市内において新たに小売、サービス、飲食のお店等を創業、継承しようとする個人やNPO法人
(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の適用がある業種を除く。)
 - 綾部市内に住所がない方でも対象
- ◆店舗等の形態
 - 小売店、理美容店、飲食店、学習塾、幼児一時預かり所、文化教養教室、ギャラリーなど常に集客できる施設
- ◆補助金
 - 1か月上限8万円の6か月分(上限48万円)
- ◆補助の条件
 - 補助金の交付を受けた方は、地元商工関係団体に加入しその活動に協力していただきます。
 - 補助金の交付決定を受けてから2年以内に経営の内容を変更、又は中止、廃止された場合は、原則として補助金を返還していただきます。(裏面あり)



◆お問い合わせ先

綾部市農林商工部 商工労政課 商業担当

TEL 0773-42-4263 (直通)

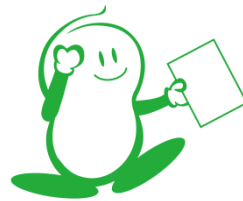
FAX 0773-42-4406

◆ 補助金の流れ ◆

- 下記書類を綾部市に提出
提出期限：店舗営業開始日の1か月前～
- 関係者への聞き取り、審査
- 交付または不交付を決定
- 交付決定ののち、原則2か月ごとに補助金交付
※運営に係る領収書(写)の提出が必要です
- 交付決定から6か月経過後に、実績報告書・収支報告書を綾部市に提出

◆ 綾部市チャレンジショップ支援事業費補助金の申請に必要な書類 ◆

- ① 補助金交付申請書（所定様式）
- ② 事業計画書（所定様式）
- ③ 活用する空き店舗の位置図
- ④ 店舗の計画平面図



（店内の様子が分かるものであれば設計図面でなくても結構です。）

- ⑤ 賃貸の場合：店舗の賃貸契約書の写し